

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（249））
2. 日時：平成29年7月31日 15時35分～18時49分
3. 場所：原子力規制庁 18階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、穂藤保安規定係長、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他6名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力耐震）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 溢水防護対策のうち、止水板設置以外の対策の詳細について、整理して提示すること。
- 漏洩検知器の配置の考え方を整理して提示すること。
- 使用済燃料プールのスロッシングによる溢水について、原子炉建屋の東側最下層は西側最下層より区画面積が小さいことから、機器の没水を回避するため、東側の床ドレンファンネルを閉止して溢水を西側へ流下させる設計に変更したことに関して、検討経緯を補足したうえで閉止時の床ドレンファンネル及び逆流防止装置の管理等溢水対策の考え方を整理して提示すること。
- 溢水経路モデル図について、実評価で用いた溢水経路を提示すること。
- 定期検査の作業に伴うハッチ開放等の措置時の溢水伝播経路を整理して提示すること。
- 想定する溢水流量が少なく、サンプル流入では漏洩検知までに時間を要する系統については、その他の検知方法で検知可能としていることに関して、系統ごとの検知方法を整理して提示すること。
- 堰高さの設定の考え方について、それぞれの堰高さの根拠及び堰を設置する

目的を再整理して提示すること。

- 建屋外壁のひび割れの保守管理について、再整理して提示すること。
- サイトバンクの溢水評価について、先行プラントの評価状況を確認して提示すること。
- 溢水防護対象設備について、安全区分Ⅰ、Ⅱの機器が同区画に設置されていることに関して、安全機能の確保の考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について